

告示第 132 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

（以下省略 太子町役場行政棟 1 階情報ギャラリーにて閲覧できます。）